

第三 最終答申「いじめ総合対策」の改訂に向けて

1 「いじめ総合対策」改訂の方向性

これまで、「総合対策」改訂の方向性について適宜触れてきたが、改めて、以下にまとめて記載する。

現行の「総合対策」は、いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて取組を示しているため、ここでは、本文の記載順ではなく、現行の「総合対策」の分類に拠って示す。

また、表の右列の「現行『総合対策』の取組との関連」については、以下のとおり記載することとした。

- * 現行の「総合対策」に示されているが、更なる徹底が必要な取組 ⇒ 「徹底」
- * 現行の「総合対策」に示されているが、内容を改善して一層充実させる必要がある取組 ⇒ 「改善」
- * 現行の「総合対策」には示されておらず、新たに実施する必要がある取組 ⇒ 「新規」

		取組の対象	現行「総合対策」の取組との関連	本文記載ページ	
段階	項目	「いじめ総合対策」の改訂の方向性			
未然防止	学校いじめ防止基本方針	「基本方針」が、自校の実情に応じた実効性ある内容になっているか、教職員がその内容を十分に理解し共通実践が図られているかなどについて、絶えず検証し、改善を図る。(関連項目②)	学校	改善	17
		学校の取組の推進状況について、自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を通して検証し、「基本方針」を改訂する。(関連項目①)	学校	改善	30
	校内研修	学校における組織的な対応の確実な実施に向けて、全教職員が自分の取組を振り返り、改善を図ることができるようにするため、各学校で実施する校内研修の資料を、新たに開発する。(関連項目④⑨)	都教委	新規	26
		研修の中で、全ての教職員が、「チェックリスト」を活用して、自己の取組について振り返りを行い、改善を図ることができるようにする。(関連項目③⑨)	都教委	新規	28
	「いじめに関する授業」	学校が、児童・生徒の主体的な活動を促すことができるようにするために、多様な実践事例を示し、各学校における「いじめに関する授業」の充実を図る。(関連項目⑳㉘㉙)	都教委	改善	19
	インターネットを通じて行われるいじめへの対応	平成27年11月策定の「SNS東京ルール」を踏まえ、学校や区市町村教育委員会と連携して、児童・生徒の発達段階に応じた指導を推進するため、各学校において「SNS学校ルール」を、各家庭において「SNS家庭ルール」をそれぞれ決めて、実践する取組を推進する。	都教委 区市町村教委 学校	新規	45

⑦	早期発見	いじめの認知	児童・生徒を対象として実施しているアンケートの記載を経年比較し、認知件数の変化が、実際のいじめの発生件数の変化を反映したものかを検証する。	学校	新規	3
⑧			教職員から報告を受けた児童・生徒の気になる様子について、「対策委員会」の協議を踏まえて事実確認を行う。確認された事実について、「対策委員会」での検討により、校長がいじめを認知する。(関連事項⑳㉑)	都教委 学校	改善	6
⑨			教職員が、「いじめの定義」を確実に理解し、児童・生徒の様子からいじめやいじめの疑いに気付くことができるようにするため、全ての学校で、事例検討などを取り入れた校内研修を実施する。(関連事項⑳㉑)	学校	改善	6
⑩		スクールカウンセラー(S C)による全員面接	S Cによる全員面接の効果を高めるため、いじめの件数が多くなる小学5年、中学1年、高校1年に対しては、全員面接後にも教職員が積極的に相談に応じるなど、相談しやすい環境づくりの取組を重点的に行う。	都教委 学校	改善	7
⑪		学校教育相談体制	スクールカウンセラーによる助言等により、教職員の相談技能向上と、学校全体の教育相談体制の充実を図る。	学校	徹底	10
⑫			教職員が、被害を受けている児童・生徒から相談を受けた場合には、被害児童・生徒の意向を踏まえ、秘密を守って対応するなど、学校の相談体制を児童・生徒が理解できるよう、日頃から児童・生徒に伝える。	学校	徹底	37
⑬		学校外相談機能	学校には相談しづらくても、学校外の第三者機関のどこかに相談することができるよう、児童・生徒や保護者に対して、学校外のような相談窓口を十分に周知する。	学校	徹底	35
⑭			児童・生徒が、「いじめ相談ホットライン」をはじめとした外部の相談窓口をどの程度利用しているのか、また、利用したことにより、どの程度解決が図られたのかなどを検証し、周知方法等の工夫改善を図る。(関連事項⑮)	都教委	改善	35
⑮		インターネット等を活用した相談体制の充実	ホームページやアプリケーション等、インターネットを活用した情報提供の在り方を検討し、児童・生徒がいじめを防止するために主体的に行動できるよう促すとともに、心配な状況があったら、すぐに相談機関にアクセスできるようにする。(関連事項⑭)	都教委	新規	38
⑯		児童・生徒対象のアンケート	多様な方法により、いじめを早期に発見しなければならないとの認識に立ち、いじめやいじめの疑いのある状況を認知するための重要な参考資料の一つとするため、定期的に児童・生徒を対象にアンケートを実施する。	学校	徹底	41
⑰			全公立学校において年間3回以上、実施する。実施方法や質問項目については、児童・生徒の実態(発達の段階、教職員との関係、学級や学年等における人間関係、いじめに対する意識や主体的な取組の状況等)を踏まえ、学校や学年ごとに、最も効果的な在り方を検討する。	学校	改善	41
⑱			都立学校はアンケート実施後の年度末から3年間保存する。区市町村立学校は、各自自治体の規則等に基づき、管下の学校におけるアンケートの保存期間を定める。	学校	改善	41
⑲			アンケートの実施に際し、児童・生徒に対して、教職員がいじめを把握し、その解決に全力を尽くすために実施するものであることを伝え、児童・生徒が安心して事実を記入することができる環境の中で実施する。	学校	改善	42
⑳			児童・生徒がアンケートに記載した内容等について「対策委員会」で情報を共有し、いじめの実態把握の方策や解決に向けての対応方針等を明確にする。	学校	徹底	42

⑳	早期発見	児童・生徒対象のアンケート	各学校が、アンケートの効果を最大限に活用できるよう、都教育委員会として、アンケートの実施方法、質問項目の例、効果的な活用事例等をまとめ、周知する。(関連項目⑤⑳㉑)	都教委	新規	42	
㉒	早期対応	学校いじめ対策委員会としての対応	学校ごとに、「対策委員会」の機能と、具体的な取組を明確にし、定例会議で取組の進捗状況を確認する。	学校	徹底	29	
㉓			教員一人一人が、誰にどのような手順で児童・生徒の気になる様子を「対策委員会」まで報告するかなどを、チャート図等で示す。(関連⑧㉔)	学校	改善	29	
㉔			認知されたいじめに対して、「対策委員会」が具体的な対応策について協議し、校長が決定する。 教職員は、決定された対応策に従って対応するとともに、対応経過について、「対策委員会」に報告し、助言を得る。(関連⑧㉓)	学校	徹底	6	
㉕			「対策委員会」のメンバーは、児童・生徒に対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり、相談に乗ったりする。	学校	徹底	30	
㉖			いじめ問題への対応について、「対策委員会」が定めた共通の様式等により記録し、保管するとともに、年度が替わった場合には、担任間で、情報を引き継ぐとともに、対象児童・生徒が進学した場合等には、進学先にもできる限り情報を伝える。	学校	徹底	30	
㉗			いじめを行う児童・生徒に対しては、必要に応じて「別室指導」等毅然とした指導を行うことに加えて、自らの行為を省みることができるようにするための適切な支援を継続的に実施する。	学校	徹底	15	
㉘			関係機関との連携	いじめへの対応において、学校と関係機関の連携が推進されていない理由を分析し、連携により解決した事例等を周知する。(関連項目⑤㉑㉒)	都教委	新規	16
㉙			いじめの解消	いじめを受けた児童・生徒の様子や心情を把握し、安心して学校生活を送るようになるまで、支援を継続する。	学校	徹底	7
㉚	教職員個人ではなく、「対策委員会」が、児童・生徒の状況等を総合的に検討した上で、校長が解消したと判断する、	学校		改善	7		
㉛		成果の検証と周知	学校が「対策委員会」を核として組織的に対応して成果を上げた取組や、教職員の実践を、事例集にまとめて、都内の全公立学校で活用できるようにする。(関連項目⑤㉑㉒)	都教委	新規	11	

2 今後の審議内容

都教育委員会は、これまでも、様々な取組によりいじめ防止等の対策を推進してきたが、学校の取組を形骸化させないためには、現状に甘んじることなく、常に新たな取組を模索していこうとする意識をもち続けることが不可欠である。

全ての学校において、組織的な取組を更に徹底するとともに、学校教育相談体制の充実を図り、子供たち一人一人に寄り添った取組を推進できるようにするためには、本委員会においても、今後、これまで以上に真剣な議論を行っていく必要がある。

本委員会では、「最終答申」に向け、上記に関する取組をより具体的に学校等に示すために、引き続き、以下の内容について審議する。

- ① いじめの認知件数等の実態について、より詳細に検証できる調査の在り方
～個々のいじめごとに認知から解消までの実態等を明らかにする分析方法など～
- ② 学校におけるいじめ防止等の対策の推進に当たって、一人一人の教職員が、確実に組織的な取組を実践できるようにするための方策 ～校内研修の在り方など～
- ③ 学校における組織的な対応を通して、いじめの解決に向けて効果のあった取組事例
- ④ 相談しやすい環境づくりに向けた児童・生徒に対する相談窓口の周知の方策
～ホームページ、アプリケーション等インターネットの活用など～
- ⑤ 児童・生徒を対象に行うアンケートの効果的な取組事例
- ⑥ 「SNS東京ルール」を踏まえて各学校で実践する「SNS学校ルール」や「SNS家庭ルール」づくりの取組の推進策

また、以上の継続的な課題についての検討に加え、新たに以下の点について、重点的に審議していく。

◎ いじめを見て見ぬふりせず、子供たち同士が主体的に話し合い、解決に向けて行動できるようにするための指導の在り方

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会は、世界一の都市・東京で活躍する子供たちのために、これからも全力で責任を果たしていく。

資 料

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
学識経験者	有村 久春	東京聖栄大学教授	委 員 長
	坂田 仰	日本女子大学教授	
	滝 充	国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター総括研究官	
	鈴木 高弘	元東京都立足立新田高等学校長 元専修大学附属高等学校長	
区市町村 教育委員会	三田 一則	豊島区教育委員会教育長	
医 療	市川 宏伸	東京都立小児総合医療センター顧問	
心 理	石川 悦子	一般社団法人東京臨床心理士会副会長	委 員 長 職務代理者
福 祉	長汐 道枝	府中市教育委員会スクールソーシャルワーカー 臨床発達心理士・社会福祉士	
法 律	三坂 彰彦	武蔵野法律事務所弁護士 東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員	
警 察	古郷 氏郎	警視庁生活安全全部管理官	(平成 27 年 8 月 24 日まで)
	庄司 隆		(平成 27 年 9 月 29 日から)

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則（平成26年東京都教育委員会規則第18号）

（趣旨）

第1条 この規則は、東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）第11条第7項の規定に基づき、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に応じ、東京都及び区市町村（特別区及び市町村をいう。）の教育委員会（次項において「教育委員会」という。）並びに都立学校（東京都立学校設置条例（昭和39年東京都条例第113号）第1条に規定する都立学校をいう。）及び区市町村立学校（次項において「公立学校」という。）のいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（次項において「いじめの防止等」という。）のための対策の推進について調査審議し、答申する。

2 対策委員会は、教育委員会及び公立学校のいじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、東京都教育委員会に意見を述べることができる。

3 対策委員会は、都立学校においていじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を東京都教育委員会に報告するものとする。

（組織）

第3条 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で構成される委員10人以内をもって組織する。

2 対策委員会の委員は、東京都教育委員会が任命又は委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長）

第5条 対策委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議及び議事）

第6条 対策委員会は、委員長が招集する。

2 対策委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 対策委員会が第2条第3項に規定する調査を行う場合の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。

(意見等聴取)

第7条 対策委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができる。

(専門調査員)

第8条 専門事項を調査させるため必要があるときは、対策委員会に専門調査員を置くことができる。

(調査部会)

第9条 第2条第3項に規定する調査を行うに当たり必要があるときは、対策委員会に調査部会を置くことができる。

2 調査部会は、前項の調査に係る事案に利害関係を有する委員以外の委員及び専門調査員から、委員長が指名する3人以上をもって組織する。

3 調査部会に部会長を置き、委員のうちから、委員長がこれを指名する。

4 部会長は、調査部会の事務を掌理し、調査部会における調査の経過及び結果を対策委員会に報告する。

5 第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、調査部会に準用する。この場合において、同条中「対策委員会」とあるのは「調査部会」と、同条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「委員及び専門調査員」と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第10条 委員及び専門調査員は、第6条第4項及び第9条第5項の規定により公開しないこととされた対策委員会及び調査部会の会議において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 対策委員会の庶務は、東京都教育庁において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会

東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）第11条第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

平成26年10月31日

東京都教育委員会

記

1 諮問事項

「東京都教育委員会いじめ総合対策（平成26年7月10日策定）」に示された取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について

2 諮問理由

平成24年に、滋賀県大津市において、いじめを原因として中学生が自殺したことが大きく報道される中で、東京都においても、品川区で、中学生がいじめを苦にして自らの命を絶つという事件が発生した。

都教育委員会は、これらの事件を重く受け止め、平成24年から2年間にわたり、「いじめ問題に関する研究」を行うとともに、「いじめに関する専門家会議」を組織し、いじめ問題の総合的かつ実効性のある対策について検討してきた。

その後、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立したことを受け、東京都は、平成26年6月に、「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定するとともに、同年7月に、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「東京都教育委員会いじめ総合対策」を策定した。

これらを踏まえ、都内公立学校においては、保護者、地域住民、関係機関等と連携し、いじめの防止等のための取組を組織的に推進しているところである。

今後、都内の全公立学校で、条例の基本理念に基づき、より実効性のあるいじめの防止等の対策が推進されるよう、取組について不断に検証、評価するとともに、その改善を図っていく必要がある。そのため、「いじめ総合対策」には、平成28年度に、その取組を評価し、見直しを行うことを明記した。

以上のことから、「東京都教育委員会いじめ総合対策（平成26年7月10日策定）」に示された取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について、諮問するものである。

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会 審議経過（概要）

回	日 時		審 議 内 容（概要）
第 1 回	平成 26 年	10 月 31 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ○26 年度「いじめ実態調査」結果に見られる成果と課題 ○いじめ防止等の取組の推進方策①
第 2 回	平成 27 年	2 月 12 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ○学校において成果のあった取組事例 <ul style="list-style-type: none"> 報告者：武蔵村山市立第十小学校長 榊 尚信 <li style="padding-left: 40px;">目黒区立目黒中央中学校長 森田 正藏 ○いじめ防止等の取組の推進方策② <ul style="list-style-type: none"> 「学校いじめ対策委員会」の機能強化
第 3 回		6 月 1 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止等の取組の推進方策③ <ul style="list-style-type: none"> ・子供が大人に相談できる環境づくりに向けた方策 ○「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」の項目
第 4 回		7 月 31 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止等の取組の推進方策④ <ul style="list-style-type: none"> ・子供が大人に相談できる環境づくりに向けた方策
第 5 回		8 月 13 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ総合対策」の徹底 ○いじめ防止等の取組の推進方針⑤ <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒対象アンケートの在り方 ・インターネットを通じて行われるいじめへの対応
第 6 回		11 月 2 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ○26 年度 児童・生徒の問題行動等の状況 ○中間答申 ～「いじめ総合対策」改訂の方向性～